

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年1月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第122号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第90号を第93号とし、第69号から第89号までを3号ずつ繰り下げ、同項第68号中「前2号」を「第66号から前号まで」に改め、同号を同項第71号とし、同項第67号を同項第69号とし、同号の次に次の1号を加える。

(70) 浄化槽法第12条の2第1項による指導及び助言、同条第2項による勧告並びに同条第3項による措置命令に関する事。

第1条第1項第66号の次に次の2号を加える。

(67) 浄化槽法第7条の2第1項による指導及び助言、同条第2項による勧告並びに同条第3項による措置命令に関する事。

(68) 浄化槽法第11条の2による届出に関する事。

第8条第1号中「及び第67号」を「から第70号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)